

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼 947号線	鵜沼松が岡三丁目6810番42地先		4.5	21.9
		鵜沼松が岡三丁目6810番74地先			
2	鵜沼 948号線	鵜沼海岸一丁目6648番40地先		4.0	19.5
		鵜沼海岸一丁目6648番39地先			
3	鵜沼 949号線	鵜沼松が岡三丁目6691番4地先		4.5	25.1
		鵜沼松が岡三丁目6691番68地先			
4	鵜沼 950号線	本鵜沼二丁目2922番17地先		4.5	31.9
		本鵜沼二丁目2921番26地先			
5	村岡 588号線	藤が岡三丁目25番44地先		5.0	34.9
		藤が岡三丁目25番52地先			
6	明治 530号線	羽鳥三丁目1197番2地先		4.5	29.9
		羽鳥三丁目1196番5地先			
7	善行 655号線	立石二丁目3304番6地先		4.5	35.7
		立石二丁目3304番9地先			

8	長後	下土棚字新屋敷 4 9 4 番 1 地先	4.5	66.1
	9 3 5 号線	下土棚字新屋敷 4 8 6 番 1 3 地先		
9	御所見	用田字南原 5 1 0 番 5 地先	4.5	33.8
	1 1 4 6 号線	用田字南原 5 1 0 番 1 地先		

提案理由

鵜沼 9 4 7 号線ほか 8 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。